



令和2年度 第3号

市場監視だより

令和2年12月3日発行



千葉市保健所 食品安全課
電話：238-9959

青果とフグの表示を知ってください。

今回は、野菜・果実とフグの表示についてお知らせいたします。よくご覧になって理解を深めてください。

野菜・果実の場合



野菜・果実には、以下の表示が義務付けられています。

- ① 名称
- ② 原産地
- ③ 放射線を照射した食品である場合、照射した旨及び照射した年月日
- ④ 遺伝子組換え農産物に関する事項
- ⑤ 内容量
- ⑥ 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
- ⑦ 栽培方法
- ⑧ 添加物

注意②輸入品は、原産国名標記します。また、一般に知られている地名に代えることができます。

④該当する農産物のみ

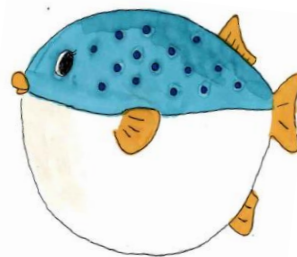
⑤計量法の特定商品であって密封されたもの。

⑥⑤に該当する場合必要。

⑦しいたけが菌床と原木のどちらで栽培されたか表示される必要が、容器包装に入れなくて販売する場合にも必要。

⑧アボガド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パパイア、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも及びりんごについては、防かび剤を使用した場合、該当します。

ふぐの場合



ふぐには、「内臓を除去し、皮をはいだもの（いわゆる身欠きふぐ）」や「切り身にしたもの（生食用）」「切り身にしたもの（生食用でないもの）」のように、処理方法及び生食用であるか否かに応じて以下の表のように表示事項が定められています。

表示事項	内臓を除去し、皮をはいだふぐ並びに切り身等で生食用でないふぐ	切り身等で生食用のふぐ
① 名称	○	○
② 原産地	○	○
③ アレルゲン	—	○
④ 保存方法	—	○
⑤ 消費期限又は賞味期限	—	○
⑥ 添加物	—	○
⑦ 処理年月日	○	—
⑧ 処理事業者の氏名又は名称及び住所	○	—
⑨ 加工年月日又はロット番号	—	○
⑩ 加工所の所在地及び加工者の氏名又は名称	—	○
⑪ 原料ふぐの種類	○	○
⑫ 漁獲水域名	○	○
⑬ 生食用であるかないかの別	—	○
⑭ 解凍した旨	○	○
⑮ 養殖された旨	○	○

千葉県保健所食品安全課 市場・食鳥監視室

043-238-9959(平日:午前8時30分から17時30分)